

るため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を指示することができる。

一　当該水路（海上交通安全法第二条第一項に規定する航路に接続するものを除く。以下この号において同じ。）を航行する予定時刻を変更すること（前項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により第二項の規定による通報がされていない場合にあつては、港長が指定する時刻に従つて当該水路を航行すること。）。

二　当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること。

三　前二号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に必要な措置を講ずること。

四　第一項の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、国土交通省令で定める。

五　第三十九条　港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

六　前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。

七　港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他的事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは特定港内若しくは特定港の境界を指定し、移動を制限し、若しくは特定港の境界付近から退出すること。

八　海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。

九　港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他的事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講すべきことを勧告することができる。（原子力船に対する規制）

第四十条　港長は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律）

（准用規定）

第三百六十六号）第三十六条の二、第四項の規定による国土交通大臣の指示があつたとき、又は核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃物料質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）若しくは原子炉による災害を防止するため必要があると認めるとときは、特定港内又は特定港の境界付近にある原子力船に対する規制による通報がされていない場合にあつては、港長が指定する時刻に従つて当該水路を航行する（特定港内若しくは特定港の境界付近から退出すること）。）。

二　当該船舶の進路を警戒する船舶を配備する（港長が提供する情報の聴取）

第三百六十七条　港長は、特定船舶（小型船及び汽艇等以外の船舶であつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定めた港内の区域を航行し、停留し、又はびよう泊をしているもの）に對し、国土交通省令で定められたるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該区域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供するものとする。

三　前項の規定により情報を探提供する期間は、港長がこれを公示する。

四　第三百六十八条　異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する区域において航行し、停留し、又はびよう泊を航行するため当該特定船舶において聴取する情報を探取しなければならない。ただし、聴取する情報を探取しなければならない場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第五百一十五条　港長は、特定船舶が前条第一項に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれがある他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要な限度において、当該特定船舶に對し周知告げたる措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとらなければならない。

第五百一十六条　海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十七条第二項に規定する非常災害解除周知措置（以下この項において「非常災害解除周知措置」といいう。）をとるときは、あわせて、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十八条第二項において「指定港非常災害発生周知措置」という。）をとらなければならない。

第五百一十七条　海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれがなくなつた旨又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおむねなくなつた旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十八条第二項において「指定港非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

第五百一十八条　港長は、異常な気象又は海象により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要な限度において、当該特定船舶に對し周知告げたる措置（以下この項において「指定港内船舶」という。）に對し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定港内船舶が航行の安全を確保するために聽取することが必要と認められる情報を提供するものとする。

第五百一十九条　指定港内船舶は、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港内にある海上交通安全法第四条本文に規定する船舶（以下この条において「指定港内船舶」という。）に對し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定港内船舶が航行の安全を確保するために聽取することが必要と認められる情報を提供するものとする。

措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
(海上保安庁長官による港長等の職権の代行)

第三十二条第一項第三号の規定により同項に規定する海域からの退去を命じ、又は同条第二項の規定により同項に規定する海域からの退去を命じ、これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、当該港が特定港である場合にあっては当該特定港の港長に代わって第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を、当該港が特定港以外の港である場合にあっては当該港に係る第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わって同条において準用する第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を行うものとする。

2 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合にあっては当該特定港の港長に代わって第五条第二項及び第三項、第六条、第九条、第十四条、第二十条第一項、第二十一条、第二十四条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項、第四十条、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第四十四条に規定する職権を、当該指定港が特定港以外の港である場合にあっては当該港に係る第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わって同条において準用する第九条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行うものとする。

(職権の委任)

2 の規定は、適用しない。

前項に定めるもののほか、この法律に基づく国土交通省令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整頓を図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項、第二十二条第一項若しくは第四項又は第四十条第二項（第四十五条において準用する場合を含む。）に於ける規定による処分の違反となるような行為をした者

二 第二十条第一項の規定の違反となるような行為をした者

三 第四十五条第一項、第六条第一項、第十二条又は第三十八条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けないで船舶を停泊させた者又は同条第四項に規定するびよう地以外の場所に船舶を停泊させた者

四 第七条第三項、第九条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十四条又は第三十九条第一項若しくは第三项（これらの規定を第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による处分の違反となるような行為をした者

五 第二十四条の規定に違反した者

六 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項又は第三十一条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第五十四条 第四条、第七条第二項、第二十条第一項又は第三十五条の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第七条第一項、第二十三条第二項、第二十八条(第四十五条において準用する場合を含む)、第三十二条、第三十三条又は第三十四条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十四条第二項の規定による処分に違反したとき。

第五十五条 第十条の規定による国土交通省令の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関する第五十二条第二項又は第五十四条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から六十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

2 開港港則(明治三十一年勅令第百三十九号)は、これを廃止する。

附 則 (昭和二十四年五月二十四日法律第八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年五月二三日法律第一九八号)抄

この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二六年四月二日法律第一一)

この法律は、昭和二六年四月二日法律第一二

附 則（昭和三九年七月七日法律第一五
二号）抄

附 則（昭和四〇年五月一二日法律第七
八号）抄

附 則（昭和四〇年五月一二日法律第八
〇号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七
九号）

この法律は、昭和四十年七月一日から施行す
る。

（施行期日）

附 則（昭和四六年六月一日法律第九六
一号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げ
る日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第一一
一号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）

附 則（昭和四六年六月一日法律第九六
一号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げ
る日から施行する。

1 第十八条、第十九条及び第二十八条（港則
法第二条の改正規定及び別表を削る改正規定
に限る。）並びに附則第六項、第十八項、第
二十六項及び第二十九項 公布の日から起算
して一月を経過した日

（経過措置）

1 この法律（附則第一項各号に掲げる規定につ
いては、当該各規定）の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

四十条第二項（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項若しくは第三十九条第三項（これらの規定を第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による处分については、

一一 第二十三条第三項又は第二十五条、第三十一条第二項、第三十六条第二項若しくは第三十八条第四項（これらの規定を第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反したとき。

この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和二八年八月一日法律第一五
一號）抄
この法律は、昭和二十九年一月一日から施行
する。

附 則（昭和五一年六月一日法律第四七号）抄	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	
<p>附 則（昭和五一年六月一日法律第六二号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p>	
<p>附 則（昭和五三年七月五日法律第八六号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。</p>	
<p>一 及び二 略</p>	
<p>三 前二号に掲げる規定以外の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）</p>	
<p>附 則（昭和五八年四月五日法律第二二号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、昭和五十八年六月一日から施行する。</p>	
<p>附 則（昭和五八年五月二六日法律第五八号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>	
<p>一 略</p>	
<p>二 第一条（前号に規定する規定を除く。）の規定及び附則第三条から第六条までの規定</p>	
<p>三 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下「議定書」という。）により千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「条約」という。）本文及び附属書Iが日本国について効力を生ずる日</p>	
<p>（罰則に関する経過措置）</p>	
<p>第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	
<p>第五条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定について、当該規定）の施行前にした行為</p>	
<p>（罰則に関する経過措置）</p>	
<p>第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（政令への委任）</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	
<p>附 則（平成一八年六月一四日法律第六八号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p>	
<p>附 則（平成一九年一二月二二日法律第一六〇号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。</p>	
<p>一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成一六年四月二一日法律第三六号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。</p>	
<p>一 略</p>	
<p>二 次条の規定（この法律の施行の日前の政令で定める日）</p>	
<p>（経過措置）</p>	
<p>第一条 この法律による改正後の港則法第三十六条の三第二項及び第三項並びに海上交通安全法第二十二条の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。</p>	
<p>（罰則に関する経過措置）</p>	
<p>第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	
<p>附 則（平成二八年五月一八日法律第四二号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。</p>	
<p>一 附則第四条の規定</p>	
<p>二 第二条中港則法第三条第一項及び第二項並びに第七条から第九条までの改正規定、同法第十二条の改正規定（「雜種船」を「汽艇等」に改める部分に限る。）並びに同法第十八条及び第三十七条の三第一項の改正規定並びに第三十三条の規定</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。</p>	
<p>（罰則に関する経過措置）</p>	
<p>第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	
<p>（罰則に関する経過措置）</p>	
<p>第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（政令への委任）</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	
<p>附 則（令和三年六月二日法律第五三号）抄</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	
<p>（罰則に関する経過措置）</p>	
<p>第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	
<p>（罰則に関する経過措置）</p>	